

平成24年第6回玉名市農業委員会総会議事録

平成24年6月27日(水)午後2時 玉名市福祉センター 会議室B
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	寺田 誠一	2番	東 令佐	3番	西川 英文	4番	三原 一男
5番	星野 泉	6番	永田 知博	7番	島村 隆雄	8番	永田 達三
9番	奥村 隆一	10番	坂西 孝之	12番	本田多美子	13番	丸山 近信
14番	田尻 敏夫	15番	西木 美津子	16番	河野 征史	17番	取本 一則
18番	栗田 稔	19番	田上 一	20番	原口 邦弘	21番	堀本 義寛
22番	小路 修三	24番	吉田 道子	25番	柴原 豊	26番	松下 善伸
27番	杉本 征子	28番	松村 毅一	29番	小澤 一成	30番	中尾 新一
31番	塚本真由美	32番	田中 正司	33番	岡本 大助	34番	早高 義徳
35番	平野 和昭	36番	藤川 賢一	37番	石本 和成	38番	小田 募

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

11番 嶋田 清人 23番 木村 勝

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 次長 西村 則義 係長 二階堂 正一郎
主任 宮田 正文 主任 清田 静香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

第 35号 農地の所有権移転許可申請について(3条許可分)
第 36号 農地の賃貸借権設定許可申請について(3条許可分)
第 37号 農地の使用貸借権設定許可申請について(3条許可分)
第 38号 農地の転用許可申請について(5条許可分)
第 39号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第 16号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第 17号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 定刻になりましたので、ただいまより総会を開催します。

現在の出席委員は38名のうち、嶋田委員、木村委員2名の方から欠席の届出が出ております。36名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成24年第6回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（永井正治君） まず、寺田会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条によりまして議長をお願いし、議事等を続けていただきます。よろしく申し上げます。

○会長（寺田誠一君） 皆さんこんにちは。本日は雨の中にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。皆様方には今月の中旬から下旬にかけて田植えの作業も終わられまして、一安心されておるのではないかと思います。今年の豊作を願っておるものでございます。

それでは、早速ではございますけれども、議事に入りたいと思います。本日の議案は、議第35号より議第39号までの206件と、報告24件が提案されております。慎重なる審議よろしく願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長（寺田誠一君） 本日の議事録署名委員は、37番、石本委員と38番、小田委員をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（寺田誠一君） それでは、議事に入ります。議第35号、農地法第3条農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第35号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成24年6月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、寺田と天水町の申請人で、申請物件が田崎の畑102㎡を、耕作不便と相手方の要望による売買です。

2番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田394㎡他1筆、計570㎡を、子へ贈与するものです。

3番、三ツ川の申請人で、申請物件が三ツ川の畑173㎡他8筆、計5,086

m²を、孫へ贈与するものです。

4番、伊倉北方の申請人で、申請物件が伊倉南方の田1,137m²を、労力不足と相手方の要望による売買です。

5番、上小田の申請人で、申請物件が上小田の田831m²他9筆、計1万4,363m²を、妻へ一括贈与するものです。

6番、岱明町と阿蘇市の申請人で、申請物件が岱明町の田855m²他1筆、計910m²を、労力不足と耕作便利による売買です。

7番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田6,426m²他13筆、計1万7,249m²を、子へ一括贈与するものです。

8番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田2,348m²他1筆、計2,755m²を、子へ贈与するものです。

9番、荒尾市と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑542m²を、労力不足と規模拡大による売買です。

10番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田799m²他1筆、計934m²を、知人へ贈与するものです。

11番、阿蘇市と天水町の申請人で、申請物件が天水町の田632m²を、労力不足と規模拡大による売買です。

12番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,990m²を、労力不足と相手方の要望による売買です。

以上、12件、4万6,270m²をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係など見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可条件のすべてを満たしていると判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

○38番（小田 募君） 1番は、耕作不便と相手方の要望です。譲受人の方は隣に畑も持っておられますので、許可相当です。

○議長（寺田誠一君） 次、2番。

○26番（松下善伸君） 後継者である子への贈与であり、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 次、3番。

○16番（河野征史君） 申請人は家庭内にも子どもさんおられますけれども、お孫さんに贈与したいということでございまして、同一世帯であり許可相当と判断しました。

- 議長（寺田誠一君） 次、4番。
- 10番（坂西孝之君） 親戚関係でありまして、ここに書いてありますとおり、労力不足と相手方の要望ということで、何ら問題もなく、許可相当です。
- 議長（寺田誠一君） はい、5番。
- 14番（田尻敏夫君） 譲渡人と譲受人はご夫婦です。ご主人が病気になられて、もう耕作をするだけの体力もございませんので、奥さんに贈与して、子どもさん夫婦と3人で経営していくつもりでございますので、許可相当と判断します。
- 議長（寺田誠一君） 次、6番。
- 19番（田上 一君） 労力不足と耕作便利ということで、何ら問題ありません。地主は阿蘇になっていますけれど、阿蘇の方の土地を買うにつけて、数年前に住所が変わって、今現在もそのままになっていて、玉名の方には息子さんがおりますけれども、何ら関係はないということで、そう話しておられましたので、ここは私としても問題ないということで思います。
- 議長（寺田誠一君） 次、7番。
- 25番（柴原 豊君） これは、子への一括贈与で、許可相当と判断いたしました。
- 議長（寺田誠一君） 次、8番、9番。
- 2番（東 令佐君） 8番は親子でございまして、何ら問題はないと判断いたしました。9番は、労力不足と規模拡大ということで許可相当と判断します。
- 議長（寺田誠一君） はい、次10番。
- 6番（永田知博君） この案件は、荒地であり、周囲からの相談が発生いたしまして、今回譲り渡しとなったものです。譲渡人と譲受人はもともと教師と教え子ということでございます。譲受人の方も息子さんが兼業で、今も息子さんと一緒にございまして、8反以上の米作農家をやっておられるようです。非常に意欲的にやっておられますので、これは、許可相当であると判断いたしました。
- 議長（寺田誠一君） 次、11番。
- 33番（岡本大助君） 譲渡人、譲受人ともに、土地は隣接している関係で、労力不足と規模拡大ということでございます。許可相当です。
- 議長（寺田誠一君） 次、12番。
- 19番（田上 一君） 譲渡人、譲受人、労力不足と相手方の要望で、譲受人の方は息子さんと2人で遊休農地の解消をやっておられるようで、何ら心配はないということで、許可相当とします。
- 議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。他にご意見、ご質問ございませんか。はい。
- 36番（藤川賢一君） 10番は教え子にということですが、受人には息子さんもい

るんですか。

○6番（永田知博君） はい、旦那さん子どもさん一緒に農業をしておられます。

○議長（寺田誠一君） 他に、ご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第35号は許可することに決定しました。

次に、議第36号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局よの説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第36号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成24年6月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、川島の申請人で、申請物件が川島の田2,129㎡を、労力不足と規模拡大により、平成24年7月1日から3年間の契約をするものです。

2番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,219㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成24年6月27日から5年間の契約をするものです。

3番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田4,693㎡のうち4,376㎡他1筆、計6,403㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成24年6月27日から5年間の契約をするものです。

4番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,703㎡を、農業廃止と規模拡大により、平成24年7月1日から5年間の契約をするものです。

5番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,206㎡を、相手方の要望と規模拡大により、平成24年7月1日から10年間の契約をするものです。

6番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田1,976㎡を、労力不足と耕作便利により、平成24年6月27日から10年間の契約をするものです。

7番、両迫間の申請人で、申請物件が玉名の田1,150㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成24年6月27日から10年間の契約をするものです。

8番、河崎の申請人で、申請物件が秋丸の田2,698㎡他1筆、計4,445㎡を、農業廃止と相手方の要望により、平成24年6月27日から1年間の契約をするものです。

9番、安楽寺の申請人で、申請物件が安楽寺の田3,116㎡を、労力不足と耕

作便利により、平成24年7月1日から15年間の契約をするものです。

10番、大阪府和泉市と片諏訪の申請人で、申請物件が伊倉南方の田2,378㎡を、労力不足と耕作便利により、平成24年6月27日から5年間の契約をするものです。

11番、下と安楽寺の申請人で、申請物件が下の田3,497㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成24年7月1日から10年間の契約をするものです。

12番、神奈川県藤沢市と安楽寺の申請人で、申請物件が下の田1,943㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成24年7月1日から10年間の契約をするものです。

13番、安楽寺の申請人で、申請物件が安楽寺の田4,271㎡他1筆、計4,693㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成24年7月1日から10年間の契約をするものです。

14番、玉名と石貫の申請人で、申請物件が玉名の田1,601㎡を、経営縮小と相手方の要望により、平成24年6月27日から5年間の契約をするものです。

15番、滑石の申請人で、申請物件が滑石の田974㎡他2筆、計2,869㎡を、労力不足と耕作便利により、平成24年6月27日から5年間の契約をするものです。

16番、繁根木と三ツ川の申請人で、申請物件が三ツ川の田1,209㎡他3筆、計2,474㎡を、農業廃止と耕作便利により、平成24年6月27日から10年間の契約をするものです。

17番、横田と天水町の申請人で、申請物件が横田の田1,250㎡他1筆、計4,300㎡を、相手方の要望と規模拡大により、平成24年6月27日から10年間の契約をするものです。

18番、両迫間の申請人で、申請物件が両迫間の田1,465㎡を、農業廃止と相手方の要望により、平成24年6月27日から10年間の契約をするものです。

19番、玉名の申請人で、申請物件が玉名の田1,494㎡を、労力不足と相手方の要望により、平成24年6月27日から5年間の契約をするものです。

20番、玉名の申請人で、申請物件が玉名の田648㎡他1筆、計982㎡を、労力不足と耕作便利により、平成24年6月27日から10年間の契約をするものです。

以上、20件、5万1,043㎡をご提案申し上げます。

農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などにも問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしていること

判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

○9番（奥村隆一君） 申請理由のとおりです。許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次に、2番、3番。

○25番（柴原 豊君） 労力不足と相手方の要望ということで、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次に、4番、お願いします。

○28番（松村毅一君） 4番は、備考にもありますように、借人の変更でございます。借人の方は、Uターンして新規就農者です。規模拡大を図るということでございます。家はイチゴを作っておられますが、自分はハウスを建ててミニトマトを作ると言って張りきっておられる若者です。何ら問題はないと思いますので、許可相当とします。

○議長（寺田誠一君） 次に、5番。

○33番（岡本大助君） 相手方の要望と規模拡大ということでございます。親戚関係でトマトを作っておられますので、規模拡大ということでございますので、許可相当とします。

○議長（寺田誠一君） 次に、6番。

○7番（島村隆雄君） 貸人、借人は義理の兄弟に当たりまして、労力不足と耕作便利ということですので、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次に、7番。

○15番（西木美津子君） 貸人の労力不足と借人が相手方の要望で、借人は定年後で農業を頑張っています。許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次に、8番。

○3番（西川英文君） 貸人の方は退職前で、農業を辞めたいということだそうです。借人の方は今相手方がそういう、作らんなら農地でも作ろうかと、相手の要望です。許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次に、9番。

○13番（丸山近信君） 借人は耕作便利と、貸人の労力不足ということで、・・・が許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 次に、10番。

○10番（坂西孝之君） 大阪の方は、仕事上地元から離れますので、再設定で以前よりの方に頼まれると、労力不足と耕作便利ということで、許可相当です。

- 議長（寺田誠一君） 次、11番。
- 13番（丸山近信君） 11、12、13番を説明します。貸人の労力不足と借人の相手方の要望によって、再設定のため許可相当と判断しました。
- 議長（寺田誠一君） 次、14番。
- 15番（西木美津子君） 貸人が経営縮小と借人が相手方の要望で、借人の人は75歳ですけど、頑張っておられますので許可相当と判断いたしました。
- 議長（寺田誠一君） 次、15番。
- 5番（星野 泉君） この物件は他の基盤強化法からの借り替えということで、問題はなく許可相当と判断しました。
- 議長（寺田誠一君） 次、16番。
- 16番（河野征史君） 貸人の農業廃止と耕作便利のために再設定でございますので、何も問題なく許可相当と判断しました。
- 議長（寺田誠一君） 次、17番。
- 10番（坂西孝之君） 案件に書いてありますとおり再設定ということで、何ら問題もなく、許可相当とします。
- 議長（寺田誠一君） 次、18番。
- 15番（西木美津子君） 借人、貸人の再設定で、何ら問題ありませんので、許可相当と判断いたしました。
- 議長（寺田誠一君） 次、19番、20番。
- 15番（西木美津子君） 借人の人は左官業を営んでおりますけど農業を、息子さんがおられて、休みには手伝いに来られます。いずれも許可相当と判断いたしました。
- 議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりましたので、皆さん方、これに対するご質問、ご意見、ございませんでしょうか。
- （なしの声）
- 議長（寺田誠一君） ないようですので、採決に移ります。
- 農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。
- （全員 挙手）
- 議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第36号は許可することに決定いたします。
- 議第37号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局長（永井正治君） 議第37号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可す

るものとする。平成24年6月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、青野の申請人で、申請物件が青野の畑1,169㎡他33筆、計3万3,368㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年6月27日から10年間契約をするものです。

2番、北牟田の申請人で、申請物件が北牟田の田5,171㎡他3筆、計1万915㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年6月27日から10年間契約をするものです。

3番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑742㎡他19筆、計3万2,137㎡を、農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年8月1日から10年間契約をするものです。

4番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,129㎡他3筆、計1万947㎡を、農業者年金受給に伴う後継者変更で、平成24年7月1日から30年間契約をするものです。

5番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,639㎡他21筆、計1万8,030㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年7月10日から30年間契約をするものです。

以上、5件10万5,397㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などにも問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。どうぞよろしくご審議をお願いします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

○12番（本田多美子君） これは、農業者年金受給に伴う再設定ということで、何ら問題もなく、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、2番。

○9番（奥村隆一君） 親子で農業でございまして、年金受給のための再設定で、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、3番。

○32番（田中正司君） これも親子でございまして、農業者年金受給の理由のものでございます。許可相当です。

○議長（寺田誠一君） 次、4番。

○37番（石本和成君） 農業者年金受給のために、長男が亡くなったもので、三男が

後継者変更ということですので。許可相当と判断しました。

○議長（寺田誠一君） 次、5番。

○34番（早高義徳君） これも親子関係でありまして、農業者年金受給のため、30年間の再設定でございます。許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。他にご質問、ご意見、ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他にご意見、ご質問がないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第37号は許可することに決定いたします。

次に、議第38号、農地法第5条、農地の転用許可申請について、議題といたします。8番の申請者が農業委員の親戚ですので農業委員会法第24条及び農業委員会規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により退席をお願いいたします。

— 36番 平野委員 退席 —

それでは事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第38号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成24年6月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、申請物件が玉名の田271㎡で、転用目的が飲食店店舗です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

2番、申請物件が横島町の田571㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は熊本県10ha以上の一団の農地内にある農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は、原則で掲げられておりますけれども、隣接に係る土地の周辺地域において居住するものの、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されているものということで、例外的に許可が可能でございます。

3番、申請物件が岱明町の畑297㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

4番、申請物件が山田の畑353㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代

替地がないものと判断しております。

5番、親子間での使用貸借で、使用物件が滑石の田619㎡で、転用目的が個人住宅及び進入路です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

6番、夫婦間での使用貸借で、申請物件が大倉の畑495㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

7番、親子間での使用貸借で、申請物件が岱明町の田432㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第3種農地と判断しております。

8番、申請物件が天水町の畑330㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は玉名市天水総合支所より300m以内に所在する農地で、第3種農地と判断しております。

9番、申請物件が山田の畑14㎡他2筆、計1,697.87㎡で、転用目的が5棟の建売住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

10番、賃貸借での物件で、申請物件が岱明町の田715㎡で、転用目的が作業場兼資材置場です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

11番、申請物件が玉名の畑446㎡で、転用目的が月極駐車場です。農地区分は上下水管が埋設された道路かつ玉陵中学校、玉名小学校より500m以内にある農地で、第3種農地と判断しております。

以上、11件6,226.87㎡をご提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準すべての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元委員さん同道の上現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○15番（西木美津子君） 申請地は新幹線の新玉名駅周辺の新道と旧道に挟まれた残地であります。近郊が車が増大していますので、飲食店を経営することにしました。譲受人のお母さんが酒屋と食料品店を経営しておりますので、経営にプラスになると判断し、譲受人は来年3月に退職して飲食店を経営するということです。排水計画は、生活雑排水は市の上下水道を利用すると。雨水は自然排水、造成計画は山砂

に1.7m埋め立てて整地するとあります。県道側と東、西側には、L字型を入れて、土砂が流れないようにするというごさいます。

許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、2番。

○30番（中尾新一君） 譲受人は現在両親と同居していますが、子どもも大きくなり、現在の住宅では手狭になりましたので、隣接する親戚の土地を購入して家を建てるということです。今まで譲渡人がイチゴの苗床をしていましたので、埋め立てる必要もないところさです。給水は隣の実家の地下水を引き、生活雑排水は集落排水に引き込み、雨水は雨水浸透枡により処理するさうさです。近隣農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

○議長（寺田誠一君） 次、3番さすけれど、これには始末書が提出されておさいますので、まず始末書を事務局より朗読をお願いさします。

○事務局（二階堂正一郎君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（寺田誠一君） ただいま始末書が報告さされましたけれど、これに対して担当委員からご説明をお願いいたします。

○2番（東 令佐君） 申請人は現在仮住まいのため、自己専用住宅を建設計画さされました。転用面積は297㎡、建物面積が96.05㎡の面積で、排水計画は、市の施設を利用するということです。雨水は道路側溝に流すと。被害防除計画につきましては、施設の形状をさえることなく現状のものは宅地に転用できるさので、さすから土砂流水などによる近隣農地への被害をさえることはありませんさので、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、4番。

○3番（西川英文君） 4番の案件につきまして説明いたします。場所は山田神社付近でございさいます。現場は、両側が住宅地でありまして、その中にある畑地さです。もう耕作はほとんどさされていさない状態さでした。一辺が市道と面しておさいますし、この市道に上下水道が通っておさいますさので、それに生活雑排水は接続するということださうさです。それと形状をさえることなく造成さしますさので、その他に対してほとんど被害を及ぼさことはないと思われさますさので、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、5番。

○4番（三原一男君） 使用貸人と使用借人は親子関係であり、本件申請地に個人住宅、倉庫を建設するものでありさます。計画での転用農地は、田を619㎡、建設建物は建設する施設の概要、個人住宅、倉庫、進入路。給排水計画、給水は市の上水道を使用さされます。生活雑排水は地区内に増設、合併浄化槽により浄化水を既存の道路側溝に接続して排水する。被害防除計画は申請地は集落内に所在する農地で、隣接

地は住宅地申請人所有の農地及び水路、道路となっており、隣接地に特に被害を及ぼすことはありませんので、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、6番でございますけれど、これも始末書が添付されておりますので、事務局より始末書の朗読をお願いいたします。

○事務局（二階堂正一郎君） — 6番の案件について始末書朗読 —

○議長（寺田誠一君） それでは、担当委員からの説明をお願いいたします。

○12番（本田多美子君） 農業用倉庫が現在なっておりました。本当に、本人さんたちも全く知らないということで、恐縮されておりました。でも今回はということでお話をした次第です。今、これは夫婦間の使用貸借になっておりまして、現在母の方の、お母さんの家に同居されておりますが、手狭になったということで、現在の家の南隣に、申請地を提供されました。申請地は、用水路を使用し、排水は生活雑排水で、汚水は合併浄化槽で排水路に流します。造成工事については、盛土とか切土はありませんが、申請地の強化にブロックとかをして、土砂の流出、堆積、崩壊をなくすということで、問題ないと考えております。近隣農地への影響もないということで、許可相当と判断しました。

○議長（寺田誠一君） 次、7番。

○19番（田上 一君） 申請人は親子関係になります。現在、息子さんの方が熊本の方に住んでいることで、地元の方に土地を探していたところが、いい土地がないということで、お母さんの里の玉名の方の土地を借りて、個人住宅を新築するということです。これの登記をするに当たって、西側にも1m増設し、東には50cmぐらいの塀を設けるということでした。それに水道は市の水道を使うようにして、下水は市の下水道に接続するということです。雨水は用水路を使って市道の側溝に流すということです。近辺に迷惑をかけないように、工事を進めるとのことでしたので、被害の心配はないと考えます。

○議長（寺田誠一君） 次、8番。

○36番（藤川賢一君） この申請地につきましては、さっき事務局からお話がありましたように、個人住宅でございます。そして、譲受人の方が、今現在熊本に就職しておられて、その人が、山梨の方に出張というか、会社がございますので、そこに行っておられるわけです。そして、もう子どもさんがやがて小学校に入ということで、あと1年したなら天水の方に帰ってくるという予定でございますので、今のうちに農地を、住宅地を見つけてこちらに家を造っておくということでございます。広さが330㎡でございますので、飲み水はボーリングをするということで、生活雑排水は浄化槽を設置して、東側の水路に流すということでございます。それで、この現場は、さっき申し上げましたように、天水の役場のすぐそばあたりの振興地の

ところですが、住宅地でございますので、何ら問題はなかろうかと思っておりますので、許可相当とします。

○議長（寺田誠一君） 次、9番。

○3番（西川英文君） 9番の案件につきまして説明します。これは、現場は、208号線バイパスあたりの近くでございますので、5戸の建売住宅ということで申請がされておりますので、現場を見てみました。一辺が市道に面しておりますし、そこに上下水道は通っておるということで、それにいろんな生活雑排水をつなぐということでございますが、公衆用道路、要するに6m幅の長いやつですね、道路規程も必要だろうし、特に道路を造るうえで、補償費用を投じます。その上で被害防止計画を立ててありますけれども、想定外ということも起こり得ますので、特に事務局の方には、この件は十分注意されて指導していただきたいと思っております。許可相当とは思いますが。

○議長（寺田誠一君） 次、10番でございますけれども、始末書が添付されておりますので、事務局より朗読をお願いします。

○事務局（二階堂正一郎君） — 10番の案件について始末書朗読 —

○議長（寺田誠一君） つづいて、地元委員から説明をお願いいたします。

○21番（堀本義寛君） ただいま事務局の方から説明がありましたとおり、実質的に、これは古い堤防の下で、具体的には耕作不適地です。それで、隣に住んでいらっしゃる方が言われるには、借人の方はいろんな資材を置くために、あるいは船舶の修理等をするために、先ほどの始末書のとおりのようなことに至ったわけです。内容は作業場と資材置場ということで許可が出ておりますけれども、水路に水は排出しますけれども、何ら雑排水とかそういうことはありませんので、水路交換の土地改良区の許可も出ておりますので、問題はないと思っております。許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 次、11番。

○15番（西木美津子君） 申請地は、譲渡人の実家の南側に位置し、管理者として申請人の母が管理し、週末には申請人本人が管理することになっております。駐車場を営む場所としては、適切であると判断しました。3～4年後には玉名に移ってくる予定ということです。目的としては、申請地が近郊地であったために、月極の貸駐車場として、10台分のスペースを造ります。山砂を土盛りして、北側には擁壁がありますので、南側と東側にブロックを設置して、土砂の流れを防止します。近隣地への影響には、何も問題ありません。許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。他にご意見、ご質問ございませんか。

(はいの声)

○議長（寺田誠一君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第38号は許可相当と意見決定することに決定いたしました。

— 36番 平野委員 入室 —

次に、議第39号、農用地使用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 議第39号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成24年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成24年6月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。20ページから33ページまでの、158件の集積です。所有権移転が5件の1万953㎡、利用権設定が149件の41万4,798㎡、利用権転貸4件の2万8,393㎡で、合計158件の45万4,144㎡の集積でございます。

（事務局より別紙調査書を個々に説明）

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 事務局から、ただいま説明が終わりました。この他、ご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他にご意見、ご質問ないようですので、採決に移ります。

農用地利用集積計画等の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第39号は意見決定することに決定をいたしました。

-----○-----

5. 報告

○議長（寺田誠一君） 続きまして、報告16号より報告17号まで一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（永井正治君） 34ページをお願いします。

報告第16号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成24年6月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今回は、23件の解約の通知を受理しております。

続きまして、40ページをお願いします。

報告第17号、許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理しましたので報告します。平成24年6月27日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今回は、携帯電話通話品質改善及び通話エリア拡大による無線局建設の1件を受理しております。

以上で、ご報告を終わります。

○議長（寺田誠一君） ただいま事務局より一括して報告がございました。他に、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） ないようですので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（寺田誠一君） 慎重なる審議、誠にありがとうございました。これをもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後2時57分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成24年6月27日

玉名市農業委員会会長

寺田 誠一

農 業 委 員

石本 和成

農 業 委 員

小田 募